





第4編

資料編

用語集

新たな四街道市総合計画策定経過

新たな四街道市総合計画策定方針

四街道市総合計画推進本部要綱

四街道市総合計画審議会条例

四街道市総合計画審議会委員名簿

新たな四街道市総合計画について（諮問）（答申）

財政の見通し

用語集

計画の中で使用した専門的な用語などについて、わかりやすく解説しました。

用語	内容	掲載頁
合計特殊出生率	「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する率	19 29 32 68 88
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、次に廃棄物等のうち有用なものをできるだけ資源として利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会	20 104
再生可能エネルギー	太陽光・太陽熱・水力・風力・地熱・その他の自然界に存在する熱等で、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず、二酸化炭素を排出しない地球環境への負荷が少ないエネルギー	20 104
ゼロカーボンシティ	2050（令和32）年にカーボンニュートラルを目指すことを公表した地方自治体	20 104
デジタルデバインド（情報格差）	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差	20 65 71 115
刑法犯認知件数	警察等の捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数	21 78
特殊詐欺	犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪	21 78
市民の森	自然環境の保全及び市民の憩いの場【栗山地区・物井地区】	22 27 67
たろやまの郷	市と市民団体（たろやま会）の協働により維持保全する、自然とふれあう憩いの場【栗山地区】	22 27
冒険遊び場プレーパーク（出張プレーパーク）	子どもたちをサポートするプレーワーカーのもと、里山や公園などの自然の中で、乳幼児から小中学生までの子どもが、自由な発想で遊びを展開しながら工夫したり、協力したりすることの楽しさを体験できる場	27
子育て支援センター	子育てをしている親同士が、子どもの遊びを通じて気軽に集まり、友達づくりや悩み・不安の相談などの相互交流ができる場	29
児童センター	就学前の児童と保護者の集いや学びの場、18歳までの子どもの居場所、地域の方々とのふれあいの場	29
待機児童	保育所への入所申請をしているものの、定員超過などにより入所できない児童のうち、特定保育所のみを希望している場合を除くなどの国が定める基準に該当する児童	29 88
こどもルーム（学童保育所）	保護者が仕事などのために放課後や夏休みなどの学校休業日に家庭で保育ができない児童を対象に、遊びや生活の場を提供して子どもたちの健全な育成を図る施設	29
ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人とお手伝いができる人が会員となり、生後6か月から小学6年生までの子どもの預かりなどを行う地域サポートシステム	29
病児・病後児保育室	病気等により家庭や保育所等での保育が難しい児童に対して保育を提供する場	29

用語	内容	掲載頁
スクールカウンセラー	学校における教育相談体制の充実を図るため、また災害や事件などの被害者である児童生徒等の心のケアを行うため、各学校に配置する心理の専門家	29 69 92 93
校内教育支援センター	さまざまな要因によって、在籍する学校に登校しない、または、登校したくてもできない状態にある生徒の心身の安定を図るとともに、集団や社会への適応力の向上、在籍する教室への復帰を支援するための場	29 69
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境（家庭・地域等）に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、問題の解決に向けて支援する専門家	29 69 92 93 95
経常収支比率	義務的経費（人件費・扶助費・公債費の計）などの経常的な経費に対して、地方税・地方交付税等の経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを表す指標	36 57
シティプロモーション	地域の魅力を積極的に発掘・発信することで交流人口や定住人口の増加をもたらそうとする一連の取組	55 62 67 110 111
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育	62 65 92 93
みんなで地域づくりセンター	地域づくりのコーディネーター役として、地域づくりに関する情報を集め広く発信するとともに、地域づくりを担う主体やこれから始めたい人などをサポートする、地域づくりの拠点となる場【市文化センター1階】	62 65 112 113
ファシリティマネジメント	市が保有する土地・施設・設備とその環境等を効率的かつ、市民サービスの視点に資する資源として十分に活用していく有効な手法	62 65
交通安全施設	防護柵・道路反射鏡・視線誘導標・道路標識など、道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設	63 69 71 78 79
コミュニティ・スクール	教育委員会により任命された保護者や地域住民等により学校運営とそのために必要な支援について協議する「学校運営協議会」を組織し、一定の権限や責任をもって学校運営に参画する制度	63 69 94 95
自主防災組織	区・自治会を単位として、地域住民が地域の防災活動を行うために自主的に結成した組織	63 71 75 76 77
福祉避難所	避難所生活を送る上で、配慮が必要である方（高齢者・障がい者等）に対応するための避難所	63 71 76 77
地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、虐待防止や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行い、総合的に支援する場	63 71
基幹相談支援センター	障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談窓口の拠点となる場	63 71 87
グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車（電気自動車やハイブリット自動車）を活用した小さな移動サービス	63 71

用語	内容	掲載頁
未来応援サポート事業者	市や地域と連携して子どもたちの夢や希望を積極的に応援することを表明し、お仕事体験イベントへの協力団体として登録された事業者	64 65 67
環境アクションポイント制度	市民や市内に事業所を有する事業者が、市が定める省エネルギーに関する取組を実施するとポイントを獲得でき、抽選等により、獲得したポイントと景品が交換できる制度	65 105
自然環境保全地区	生物多様性を保全する上で、特に保全が必要な場所として市が選定し、市・環境保全活動団体・土地所有者の3者で協働して保全する地区	67
農工商等連携マルシェ	農業・商業・工業・福祉などの異なる分野の複数の事業者が協力して開催する共同販売などのイベント	67
シェアサイクル	相互利用可能な自転車の貸出・返却拠点（サイクルポート）が一定の区域内に複数設置された、面的な都市交通システム	67
四街道市PR大使	市にゆかりがあり、文化・スポーツ・芸能・芸術などの分野で活躍している者で、市の委嘱を受け、四街道のイメージアップや、ふるさと四街道の魅力発信を担う者	67 110 111
子ども家庭総合支援拠点	育児などの子育てに関する不安や悩み、虐待などの家庭内の問題等、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていく相談窓口の拠点となる場	69
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するため、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な子育て支援サービスの情報提供や、きめ細かい支援を行う場	69
子ども食堂	子どもや親子に無料または安価で食事を提供する場	69
認可保育所	保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とする子どものための施設	69
外国語指導助手	外国語を母語とし、日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わる者	69 92
インクルーシブ遊具	誰もがみんな一緒に楽しく利用することができる遊具	69 71
避難所運営委員会	地域（区・自治会など）の役員、自主防災組織の長などの代表者、及び行政担当者、施設管理者などで構成される、避難所運営の主体となる組織	71 76 77
口腔機能	「食べる」「話す」「笑う」「呼吸する」など、生きていく上で重要な役割を果たす機能	71
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態	71 86
週いち貯筋体操	週に1回、身近な場所で地域の仲間とおもりを使った筋力強化の体操を通じて、介護予防を行う住民主体の通いの場	71
介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐことを目的とし、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるようにするための支援	71
生きがいづくりアシスト事業	芸術・文化・スポーツなどの分野で、あらかじめ登録された市民が講師（指導者）としてアシスト（手助け）する事業	71 96 97

用語	内容	掲載頁
地域公共交通計画	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき地方自治体が策定する、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画	71 103
指定避難所	被災者の住宅に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合等、生活の場が失われた場合に一時的な生活の本拠地として宿泊滞在するための施設	76 77
防災備蓄倉庫	地震や風水害などの災害により、大きな被害が発生した場合に備えて、非常食・飲料水・毛布などの生活関連物資を保管している倉庫	76 77
SNS	Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス	77 94 107 110 111
救命講習	心肺蘇生やAEDの使い方、けが等に対する応急手当や搬送法などを学ぶことができる講習	78 79
防犯パトロール車	市や四街道警察署から委嘱を受けた四街道市民安全パトロール隊の隊員が、自主防犯パトロール活動を行うために活用する青色回転灯等を装着した車両（通称：青パト）	78 79
ハンブ	自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保する必要がある場合において車道に設置する凸部	78 79
災害対応ドローン	各種災害時に被害地域の偵察、被害状況の把握など、上空からの情報収集を行う無人航空機（ドローン）	79
消費生活センター	暮らしの中の消費生活に関するさまざまな相談や苦情に対応し、解決のお手伝いをする機関【市安全安心ステーション内】	79
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路	81
かかりつけ医	日ごろから患者の体質、病歴や健康状態を把握し、診療のほかに健康管理上のアドバイスなどを行う身近な医師	83 84 85
印旛保健医療圏	成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の7市2町で構成される保健医療サービスを提供していくための地域的単位	84 85
休日夜間急病診療所	医師会・薬剤師会の会員の協力のもと、市が保健センター内で運営する日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）の夜間診療に当たる診療所	84 85
特定健康診査	40歳～74歳の医療保険加入者を対象とする生活習慣病予防のためのメタボリックシンドロームに着目した健康診査	85
アピアランスケア	医学的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア	85
要支援・要介護認定者	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態の人や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態の者	86
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動の推進を目的とし、福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや市民活動の支援などを実施する、非営利の民間組織	86 104
児童デイサービスセンター	市南部総合福祉センターわろうべの里に併設される、心身の発達について支援を必要とする児童に対し、児童福祉法に基づき、支援を行う通所支援事業所	87
シニアクラブ連合会	高齢者の日常生活を健全で豊かなものにするを目的に、地域で主体的に設立されるシニアクラブの活動を推進するために、各シニアクラブが集合して組織される団体	87

用語	内容	掲載頁
シルバー人材センター	60歳以上の会員で構成される、就業の機会を確保・提供し、生きがいの充実や社会参加を図っていくことを目的に設立された団体	87
総合福祉センター	地域住民の福祉の向上及び自主活動の促進の場として、また、健康で明るい生活を送ることを目的とした、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための施設	87
赤ちゃんの駅	乳幼児がいる保護者等が安心して外出できる環境づくりをするため、おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができる施設	88 89
四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例	子どもの成長を支えていくことを目的に、子どもが健やかに育つことができるよう、子どもに関わる人々や市の役割などを定めた条例	88
預かり保育	幼稚園や認定こども園において、保護者の就労等に伴う保育ニーズに対応するため、教育時間の前後や長期休業期間中に行う児童の保育	88
学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準	92
少人数指導教員	市内小学校で、教職員と協力し、きめ細かな教科指導・生活指導を行うことを目的とし、配置する教員	92 93
教育課程特例校	文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校において、学校または地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度	92
語学指導員	日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒に対し、日常生活に必要な日本語の指導、発達段階に応じた学習指導等の支援を行う指導員	92 93
国際交流協会	国籍を問わず市に住む住民同士や、姉妹都市等との相互交流を通して、市及び市民の国際化に寄与することを目的として活動する任意団体	92 93 113
GIGAスクール構想	1人1台のICT端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想	92
知産知消	地域でつくられた食物を地域で消費するという「地産地消」に加え、その食物の産地を知り、消費のされ方を知る取組	93
放課後子ども教室	放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、支援員による活動を通して、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを実施する事業	94 95
市民大学講座	市民に対して教養を深める内容をはじめ自己実現につながる内容や地域の課題発見・解決を目的とした内容について大学等と連携して実施する講座	96 97
市民文化祭	市と市民文化祭実行委員会との共催により行われる、市民等の文化振興と交流の促進を目的とした、市民の芸術活動の成果を発表する機会	96 97
まなびいガイドブック	市及び関係機関の各種生涯学習情報を幅広く紹介した冊子	96 97
ゴミゼロ運動	道路の端や、空き地に投げ捨てられた空き缶等のゴミから自然環境及び美観を守り、きれいな住み良いまちづくりの一環として、空き缶拾い等の市内一斉清掃を実施し、ゴミの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を図る運動	99
谷津田	台地などの縁辺部が樹枝状に浸食されてできた幅の深い谷（谷津）の低湿地を利用した水田	100 101
土地区画整理	土地区画整理法に基づき、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る手法	100 101

用語	内容	掲載頁
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすること	104
四街道市まちをきれいにする条例	清潔で美しく、快適に暮らせるまちづくりのため、空き缶等の散乱や飼い犬のふんの放置の防止、自動車の適正使用、路上喫煙の制限等について定めた条例	104
不法ヤード	ヤード（周囲が鉄壁等で囲まれた作業場等であって、自動車等の解体や、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設）のうち、ガソリンやエンジンオイルなどの油がヤードの外に流出して周辺環境を悪化させたり、盗難により不正に取得された自動車や自動車部品の保管場所として利用されているなど、法律等に違反している施設	104 105
4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）	リデュース（Reduce:ごみを減らす）・リユース（Reuse:繰り返し使う）・リサイクル（Recycle:再資源化）に、リフューズ（Refuse:ごみになるものを受け取らない・買わない）を加えた4つの行動の総称	105
農福連携	障がい者等が農業分野で活躍することで、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取組	108 109
第二創業	既に事業を営んでいる中小企業者や特定非営利活動法人において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合に、業態転換や新事業・新分野に進出すること	109
森林ボランティア	森林所有者とともに、森づくりをサポートする活動を行う人材	109
フィルムコミッション	映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援	111
ダイバーシティ	「多様性」を意味し、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という	112
核兵器廃絶平和都市宣言	人類共通の念願である核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、自治体が核兵器廃絶平和都市となることを社会に表明するための宣言	112
性別役割分担意識	「男は仕事・女は家庭」等のように、個人の能力や資質等と関係なく性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方	113

新たな四街道市総合計画策定経過

《策定経過》

	市民参加	庁内	総合計画審議会	市議会
3 年度	10 月	市民意識調査 (10/1 ~ 10/18) ・ 市民3,000人対象 ・ 有効回答率 55.7% (1,671人)		
	4 月		推進委員会 (4/27) ・ 策定方針 (案) 等	
4 年度	5 月		推進本部会 (5/6) ・ 策定方針 (案) 等 策定方針決定 (5/27)	総合計画審議会 (5/20) ・ 策定方針 (案) 等
	6 月			総務常任委員会協議会 (6/15) ・ 策定方針等
	7 月		土地利用専門部会設置 (7/20)	
	8 月	若者向けオンラインアンケート 調査 (8/3 ~ 8/24) ・ 15~29歳の市民1,500人対象 ・ 有効回答率28.1% (421人) 子育て世帯向けオンライン アンケート調査 (8/3 ~ 8/24) ・ 18~49歳の子どものいる市民 1,500人対象 ・ 有効回答率39.6% (594人) 市長よぴとーく (8/24) ・ 市長とのオンライン意見交 換会 参加者 5人	土地利用専門部会 (8/23 ~ 8/31書面開催) ・ 各分野における現状と 課題	
	10 月		土地利用専門部会 (10/28) ・ 土地利用の考え方 (案)	
	11 月	よぴくる会議 ・ 市民会議 (11/6、11/13、 11/19、11/26) 参加者 (計) 25人 ・ ポスターセッション (11/13) みんなの〇〇なまちにしたい! 参加者112人		
	12 月	U-18よぴディア選手権! ・ まちづくりアイデア募集 (12/26 ~ 2/17) 応募件数120件		
1 月		推進委員会 (1/25) ・ 基本構想骨子 (案) 等		
2 月		推進本部会 (2/1) ・ 基本構想骨子 (案) 等	総合計画審議会 (2/16) ・ 基本構想骨子 (案) 等	
3 月	U-18よぴディア選手権! ・ アイデア発表会 (3/26) ・ 受賞者表彰式 (3/29)			総務常任委員会協議会 (3/7) ・ 基本構想骨子 (案) 等

	市民参加	庁内	総合計画審議会	市議会	
5年度	5月 タウンミーティング ・オンライン（5/12夜間、 5/16午前） ・会場（5/14午前・午後、 5/21午前・午後） ・基本構想骨子案 参加者（計）69人				
	7月	推進委員会（7/26） ・基本計画骨子（案）等			
	8月	推進本部会（8/2） ・基本計画骨子（案）等	総合計画審議会（8/16） ・基本計画骨子（案）等		
	9月			総務常任委員会協議会 （9/5） ・基本計画骨子（案）等	
	11月		推進委員会（11/15） ・基本構想（案） ・基本計画（案）等 推進本部会（11/24） ・基本構想（案） ・基本計画（案）等		
	12月			総合計画審議会（12/22） ＜＜諮問＞＞ ・基本構想（案） ・基本計画（案）等 総務常任委員会協議会 （12/5） ・基本構想（案） ・基本計画（案）等 全員協議会（12/19） ・基本構想（案） ・基本計画（案）等	
	1月	パブリックコメント （1/16～2/15） ・基本構想（案）、基本計画（案）		総合計画審議会（1/12） ＜＜答申＞＞	
	2月		推進委員会（2/20） ・実施計画（案）等 推進本部会（2/27） ・実施計画（案）等		
	3月		実施計画策定（3/29）		議案上程（3/11） （基本構想・基本計画） 総務常任委員会（3/13） ・委員会審査可決 （基本構想・基本計画） 議案可決（3/28） 基本構想・基本計画策定

推進本部会：四街道市総合計画推進本部

推進委員会：四街道市総合計画推進本部推進委員会

新たな四街道市総合計画策定方針

1. 策定方針について

本方針は、新たな四街道市総合計画（以下「新総合計画」という。）の策定にあたって、基本的な考え方や必要な事項を定めるものです。

2. 計画策定の趣旨（背景）

本市では、市政における最上位の計画として、平成26年3月に四街道市総合計画（以下「現総合計画」という。）を策定し、将来都市像「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現に向け、計画に位置付けた諸施策を積極的に推進し、その着実な進展を図っているところです。

これまで少子高齢化に伴う人口構成の不均衡への対応や近年頻発する大規模災害等を教訓とした防災・減災対策などに取り組んできた現総合計画は、令和5年度で満了を迎えます。

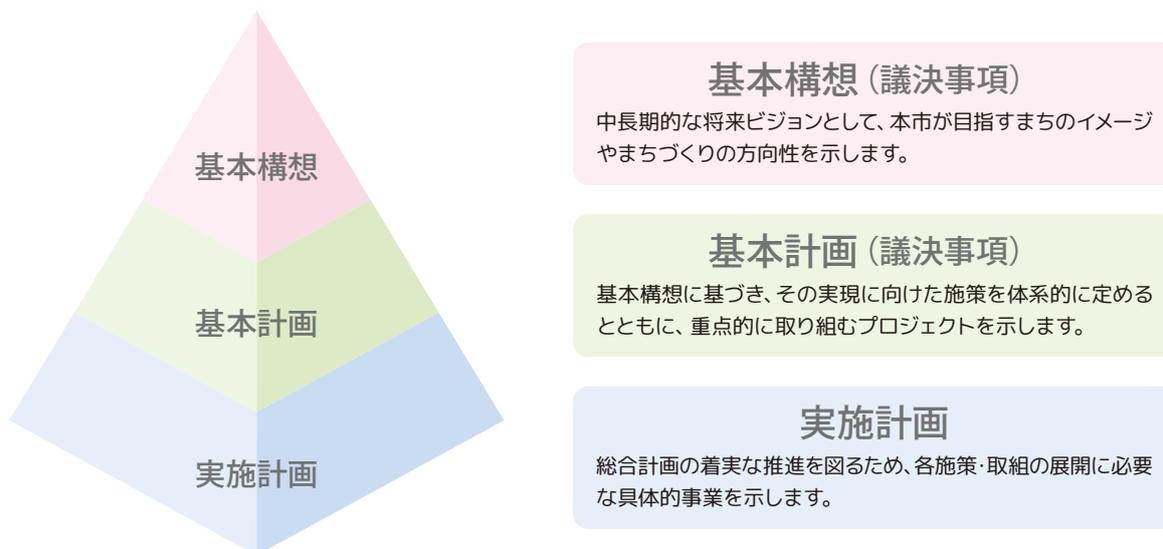
現総合計画の策定から8年が経過した現在、日本全体では引き続き人口が減少している中で、本市は人口増加が続いている数少ない自治体のひとつとなっています。しかし、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡をはじめ、大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症などの諸課題への対応のほか、デジタル社会の進展や脱炭素社会の加速、持続可能な開発目標（SDGs）の実践など、本市を取り巻く環境の変化に適切に対応したまちづくりを進めていく必要があります。

そこで、これまでのまちづくりの基盤を継承しながら、社会経済情勢の変化や多様な市民ニーズに対応した誰もが暮らしやすいまちに向け、新総合計画を策定します。

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

新総合計画は、市政運営を総合的かつ計画的に推進するための最上位の計画と位置付け、「基本構想」・「基本計画」で構成します。また、計画に基づく具体的事業を「実施計画」で示します。



(2) 計画期間

基本構想	(計画期間) 20年間	※社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直します。
基本計画	(計画期間) 5年間	
実施計画	(計画期間) 3年間程度	



4. 策定における視点

(1) 変化に対応できる計画

本市をとりまく社会経済情勢や行政需要の変化及び市民意識調査に基づく市民ニーズなどを把握・分析し、各分野における諸課題に適切に対応する計画とします。

また、基本構想では、これまで築いてきたまちづくりの流れを踏まえつつ、20年先を見据えた長期的な将来ビジョンを示すとともに、社会経済情勢の変化等を適切に捉えたまちづくりを進めるため、基本計画では、5年間を計画期間とし、さらに具体的な事業を実施計画にて示すことで、変化に対応できる長期的なまちづくりに取り組みます。

(2) 市民とともに創る計画

総合計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じた上で、新しい生活様式を踏まえインターネット等を活用した市民参加手法を実施し、市の将来を担う若い世代をはじめ、多くの市民や事業者、団体等が四街道市のまちづくりに参画しながら、ともに考え、ともに創り、ともに実践していける計画となるよう創意工夫しながら進めます。

(3) 実効性のある計画

本市がめざすまちの将来都市像の実現に向けて着実に前進していくため、市の財政状況を踏まえつつ、重要度の高い施策や緊急度の高い事業などを優先して実施します。

また、各施策の推進にあたり、組織横断的な視点を取り入れるとともに、重点的に取り組む分野を定めることで、効率的で効果的な計画とします。

さらに、計画策定後の実効性を確保するため、各施策・事業を所管・推進する部署による進捗状況の点検・分析や適切な指標設定による達成度評価など、適正なPDCAの仕組みを構築します。

(4) 持続可能なまちづくりのための計画

本市の発展に向けて、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の観点を取り入れた計画とします。

5. 策定に向けた体制

(1) 四街道市総合計画推進本部

市長を本部長とする「四街道市総合計画推進本部」において、組織横断的な調整、調査・検討を行い、庁内での最終的な意思決定を行います。

(2) 四街道市総合計画審議会

市民や関係団体、外部有識者等で構成する「四街道市総合計画審議会」において、市長の諮問に基づき、必要な調査・審議を行い、各分野の専門的な知見を集約し、策定の各段階において有効に活用していきます。

(3) 市民参加等

広く市民等の意見やニーズの把握に努めるため、「四街道市総合計画審議会」への市民参画をはじめ、市民意識調査結果の活用や市民会議（ワークショップ）、市民意見提出手続き（パブリックコメント）などの多様な市民参加手続きのほか、オンラインによる市長との意見交換会を実施するなど、多くの市民参画のもと、これらを十分に活かした計画を創ります。

(4) 市議会

本市の条例において、基本構想及び基本計画の策定にあたっては、それぞれ市議会の議決を経るものと規定していることから、基本構想及び基本計画の各案を議案として市議会に提出します。なお、議案提出に限らず必要に応じて情報提供を行います。

四街道市総合計画推進本部要綱

(設置)

第1条 四街道市基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）案の作成並びに総合計画の効果的かつ着実な推進を図るため、四街道市総合計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部が所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の策定方針の作成。
- (2) 総合計画案の作成。
- (3) 総合計画の進行管理及び評価。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総合計画に関する調査及び審議。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長とし、副本部長は副市長とする。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(推進委員会)

第5条 推進本部に、推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、本部長の指示を受けた事項について、調査及び審議を行った上、本部長に対し、当該事項に係る提案、その他必要な報告を行うものとする。

(推進委員会の組織等)

第6条 推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長とし、副会長は経営企画部長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表第2に定める者をもって充てる。
- 6 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(策定部会)

第7条 推進委員会に策定部会を置く。

- 2 策定部会は、第2条第1号及び第2号に掲げる事務のうち、推進委員会の指示を受けた事項について、調査及び審議を行った上、推進委員会に対し、当該事項に係る提案、その他必要な報告を行うものとする。

(策定部会の組織等)

第8条 策定部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、経営企画部政策調整担当者とする。
- 3 部会長は、会務を総理し、策定部会を代表する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。
- 5 部会員は、別表第3に定める各所属から、所属長の推薦により選出された者各1名をもって充てる。
- 6 策定部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(専門部会)

第9条 本部長は、総合計画に関する事項について専門的な調査が必要と認めるときは、推進委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、推進委員会の指示を受け、総合計画に関する事項の調査及び審議を行い、推進委員会に報告するものとする。

(専門部会の組織等)

第10条 専門部会の組織及び運営に関する事項は、本部長が別に定める。

(資料の提出要求等)

第11条 本部長、推進委員会の会長、策定部会の部会長及び専門部会を代表する者は、各組織が所掌する事務の執行に当たり、必要があると認めるときは、関係各部署に資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第12条 推進本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日一部改正)

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条第5項)

危機管理監・経営企画部長・総務部長・福祉サービス部長・健康子ども部長
環境経済部長・都市部長・上下水道部長・会計管理者・教育長・教育部長・消防長

別表第2 (第6条第5項)

経営企画部政策調整担当者・総務部政策調整担当者・福祉サービス部政策調整担当者
健康子ども部政策調整担当者・環境経済部政策調整担当者・都市部政策調整担当者
上下水道部政策調整担当者・教育部政策調整担当者・消防本部政策調整担当者

別表第3 (第8条第5項)

危機管理監	危機管理室
経営企画部	政策推進課・秘書課・財政課・管財課・契約課・情報推進課
総務部	総務課・自治振興課・人事課・課税課・収税課・窓口サービス課
福祉サービス部	社会福祉課・高齢者支援課・障害者支援課
健康子ども部	子育て支援課・保育課・健康増進課・国保年金課
環境経済部	環境政策課・廃棄物対策課・産業振興課・クリーンセンター
都市部	都市計画課・土木課・市街地整備課・建築課
上下水道部	経営業務課・水道課・下水道課
教育部	教育総務課・学務課・指導課・社会教育課・スポーツ青少年課・図書館・青少年育成センター
消防本部・消防署	総務課・予防課・警防課・消防署

四街道市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、住民福祉の向上と、市勢の健全な発展を図ることを目的として策定する本市の総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の推薦する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(昭61条例34・平12条例12・平29条例5・一部改正)

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため、審議会に臨時委員3人以内を置くことができる。

2 臨時委員は、審議事項を明示して市長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、その審議事項が審議されるときに限り会議に出席する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、その審議事項の審議が終了したときに解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。)の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(平2条例16・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 四街道町開発審議会条例（昭和47年条例第13号）は、廃止する。

附 則（昭和56年条例第8号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第16号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行により新たに委嘱される委員の任期は、この条例施行の際現に委員となっている者の残任期間と同様とする。

附 則（平成29年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

四街道市総合計画審議会委員名簿（令和4年度～令和5年度）

【◎は会長】

（敬称略）

委員区分	氏名	所属・職名
第1号委員 （学識経験）	◎大 下 茂	帝京大学 教授
第1号委員 （学識経験）	市 川 香 織	東京情報大学 教授
第1号委員 （学識経験）	日 野 勝 吾	淑徳大学 教授
第2号委員 （行政機関）	伊 能 敬 之	印旛地域振興事務所 所長※1
第2号委員 （行政機関）	宮 下 直 也	印旛土木事務所 所長
第2号委員 （産業界）	北 村 文美子	四街道市商工会 理事
第2号委員 （産業界）	松 吉 賢太郎	JA千葉みらい 四街道支店 支店長
第2号委員 （金融機関）	白 石 欣 央	㈱京葉銀行 四街道支店 支店長※2
第2号委員 （金融機関）	宇田川 仁	㈱千葉銀行 四街道支店 支店長
第2号委員 （労働団体）	久米村 歩	連合千葉 中央地域協議会 副議長※3
第2号委員 （メディア）	藤 本 光 弘	㈱広域高速ネット二九六 代表取締役社長
第3号委員 （公募市民）	木 本 氏 将	公募市民
第3号委員 （公募市民）	鈴 木 剋 之	公募市民
第3号委員 （公募市民）	舛 田 直 之	公募市民

（任期 令和4年5月20日～令和6年5月19日）

※1 令和4年5月20日～令和5年4月2日は、栗田 智

※2 令和4年5月20日～令和5年4月2日は、土井 英二

※3 令和4年5月20日～令和5年6月20日は、石河 勲

令和5年6月21日～令和5年11月14日は、大塚 誠

諮問書

政第139号
令和5年12月22日

四街道市総合計画審議会
会長 大下 茂 様

四街道市長 鈴木 陽介

新たな四街道市総合計画について（諮問）

四街道市総合計画審議会条例（昭和55年四街道市条例第38号）第2条及び四街道市基本構想条例（平成24年四街道市条例第30号）第4条の規定により、新たな四街道市総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

答申書

総計審第8号
令和6年1月12日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市総合計画審議会
会長 大下 茂

新たな四街道市総合計画について（答申）

令和5年12月22日付け政第139号で諮問のありましたこのことについて、別添のとおり答申します。

新たな四街道市総合計画について（答申）

四街道市は、日本全体の人口が減少している中で、若い子育て世帯を中心とした転入などにより、全国でも数少ない人口増加が続く自治体のひとつとなっています。

しかしながら、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡をはじめ、四街道市を取り巻く社会的環境は大きく変化しており、複雑化・多様化する課題を克服し、みんなが安心して住み続けられる・みんなが住み良いと感じる四街道に向けた新たなまちづくりの計画が重要となっています。

このような中、本審議会が、「新たな四街道市総合計画（案）」として、四街道市が目指すまちづくりの方向性を示す最上位の方針となる基本構想（案）や、今後の取組方針を示す最上位の計画となる第1期基本計画（案）について、市長より諮問され、審議を託されたことは極めて重要な意義を有するもので、その責務を深く認識しているところです。

本審議会では、こうした認識のもと、諮問された「新たな四街道市総合計画（案）」について、長期的な視点で四街道らしい特色を踏まえたまちづくりの方向性が基本構想において明確にされているか、また、基本構想の実現に向けて、社会的環境の変化やまちづくりの課題に対応する基本計画となっているかという点を考慮しながら慎重に審議した結果、その内容については、おおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された新たな総合計画においては、市民をはじめとしたまちづくりに関わる多様な主体と共有し、連携・協働を一層推し進めながら、地方創生やSDGsの推進、デジタル社会といった主要課題への対応を図る計画の着実な推進を期待するものです。

なお、審議過程において、各委員から下記の意見・要望が出されたことから、計画の推進にあたっては、当該意見等を十分に尊重し、その実現に努められるよう要望します。

記

- 新たな四街道市総合計画基本構想（案）について
 - 新たな基本構想（案）は、四街道らしさが感じられる「4つのまちづくりの道」という新しい考え方で構成されている点、また、さまざまな人の幸せを目指すものとして、市民生活に身近な感覚でとりまとめられている点について大いに評価します。土地利用についても親しみのある柔らかな言葉を用いるなど、表現を工夫するよう努められたい。
- 新たな四街道市総合計画第1期基本計画（案）について
 - 計画の推進にあたっては、毎年度、市総合計画推進本部による各事業の適切な振り返りを行うとともに、総合計画審議会による意見も踏まえた評価のもと、計画の適切な進捗管理を実施するほか、その内容を市民にも公表し、みんなで計画を共有しながらまちづくりを推進するよう努められたい。
 - 計画に基づく各事業の推進にあたっては、円滑かつ実効性のあるものとなるよう、市民協働や公民連携などのまちづくりの推進力（エンジン）を効果的に活用するとともに、市内部の連携のもと、その事業効果が最大となるよう努められたい。
- 全般事項
 - 新たな四街道市総合計画の周知にあたっては、わかりやすくかつ伝わりやすいものとなるよう、平易かつ適切な表現や図・イラストなどを用いるとともに、行政用語や外来語などに用語説明を付すよう努められたい。

財政の見通し

1. 財政見通しの趣旨

四街道市総合計画基本構想に定める新たなまちづくりの方向性

『幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road -』を実現するためには、行政自らが事業の効率的・効果的推進と、持続可能な財政基盤構築の両立に向けて取り組み、総合計画第1期基本計画に掲げた計画事業を着実に推進する上で必要な財源の確保に努める必要があります。

財政見通しは、計画事業を着実に推進しながら、持続可能な財政運営を行うための参考資料として、基本計画との整合性を図り、後年度の財政負担を推計することで、財政的な観点から基本計画を補完するものです。

2. 推計期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

3. 会計の単位

普通会計を単位とし、歳入は財源別、歳出は性質別に試算しています。

※普通会計とは・・・地方財政状況調査において用いられる統一的な会計区分です。

本市では一般会計のみとなります。

4. 試算条件

- (1) 推計にあたっては、令和6年度予算額を基礎として、平成30年度から令和4年度までの決算の平均値や平均増加率等を用いて試算しました。また、基本計画に掲げた計画事業費を各項目に反映させて推計しました。
- (2) 昨今の社会情勢の変化により、今後の経済情勢の予測が難しいため、経済成長率による影響を見込まないこととしました。
- (3) 人口推計は、令和2年度国勢調査結果に基づく人口総数を基礎として、1月1日現在の住民基本台帳人口の推移から試算しました。

＜歳入＞

(単位：百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市税	11,771	11,988	12,162	12,228	12,377
地方譲与税	214	214	214	214	214
各種交付金	2,447	2,507	2,567	2,627	2,687
利子割交付金	6	6	6	6	6
配当割交付金	89	89	89	89	89
株式等譲渡所得割交付金	73	73	73	73	73
法人事業税交付金	123	123	123	123	123
地方消費税交付金	1,991	2,051	2,111	2,171	2,231
ゴルフ場利用税交付金	19	19	19	19	19
環境性能割交付金	36	36	36	36	36
地方特例交付金	100	100	100	100	100
交通安全対策特別交付金	10	10	10	10	10
地方交付税	3,900	4,200	4,500	4,500	4,500
分担金・負担金	419	419	418	699	699
使用料・手数料	639	648	657	666	675
国庫支出金	6,271	6,766	7,409	7,754	7,907
県支出金	3,030	3,312	3,574	3,844	4,114
財産収入	3	3	3	3	3
寄附金	30	30	30	30	30
繰入金	1,911	2,310	1,125	965	1,101
繰越金	800	800	800	800	800
諸収入	726	729	726	729	726
市債	3,759	1,464	1,577	1,704	884
歳入合計	35,920	35,390	35,762	36,763	36,717

＜歳出＞

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人件費	5,723	5,886	5,946	5,978	6,090
扶助費	11,389	11,939	12,489	13,039	13,589
公債費	2,276	2,393	2,402	2,268	2,327
物件費	6,088	6,278	6,225	6,309	6,407
維持補修費	457	457	457	457	457
補助費等	1,848	1,788	1,849	1,805	1,801
積立金	403	403	403	403	403
投資及び出資金	60	60	60	60	60
貸付金	50	50	50	50	50
繰出金	3,109	3,192	3,275	3,358	3,441
普通建設事業費	4,467	2,894	2,556	2,986	2,042
予備費	50	50	50	50	50
歳出合計	35,920	35,390	35,762	36,763	36,717

<歳入の推計方法>

項目	推計方法
市税	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税、固定資産税及び都市計画税は、人口増加等を考慮し、令和6年度予算額と比較し、令和10年度までの5年間で、個人市民税は298百万円（約5.3%）、固定資産税及び都市計画税は308百万円（約6.2%）の増加を見込む。 ・その他の市税（法人市民税、軽自動車税及び市たばこ税）は、令和6年度予算額を基礎として見込む。
地方譲与税 各種交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・地方譲与税は、令和6年度予算額を基礎として見込む。 ・地方消費税交付金は、令和6年度予算額を基礎とし、令和7年度以降は毎年度60百万円（約3%）の増加を見込む。 ・その他の各種交付金は、令和6年度の予算額を基礎として見込む。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税は、令和6年度予算額を基礎とし、人口の増加や高齢化の進行等を考慮して見込む。 ・特別交付税は、令和6年度予算額を基礎として見込む。
使用料・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算額を基礎とし、令和7年度以降は毎年度9百万円（約1%）の増加を見込む。
国庫支出金 県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算額を基礎とし、扶助費の増加と計画事業として実施する普通建設事業のうち、国や県の補助制度を活用する事業を加味して見込む。
繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金繰入金は、財源の不足分に充てる。
市債	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算額を基礎とし、計画事業として実施する普通建設事業のうち、市債を活用する事業を加味して見込む。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算額を基礎として見込む。

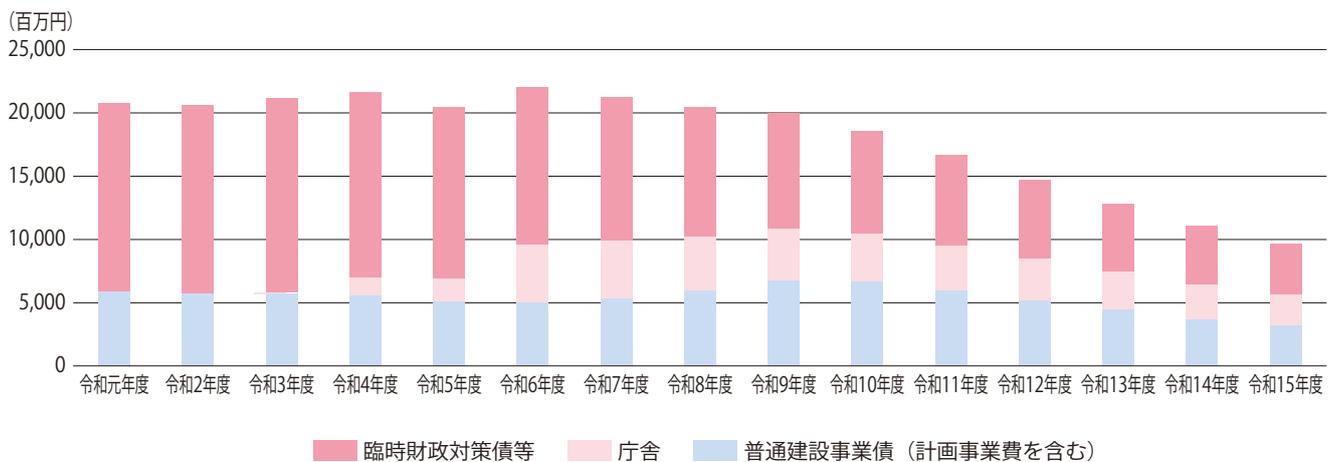
※その他・・・分担金・負担金、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入

＜歳出の推計方法＞

項目	推計方法
人件費	・ 定員適正化計画に基づき見込む。 ・ 会計年度任用職員等は、令和6年度予算額を基礎として見込む。
扶助費	・ 令和6年度予算額を基礎とし、令和7年度以降は毎年度550百万円（約5%）の増加を見込む。
公債費	・ 公債費は、既発債にかかる元利償還分と令和6年度以降に新たに発行する市債の償還額を見込む。（計画事業費の公債費を含む。）
物件費	・ 令和6年度予算額を基礎とし、令和7年度以降は毎年度100百万円（約2%）の増加を見込む。（計画事業費の物件費を含む。）
補助費等	・ 令和6年度予算額を基礎とし、計画事業費を加味して見込む。 ・ 大型事業として、雨水幹線整備事業を見込む。（下水道事業会計への負担金）
繰出金	・ 令和6年度予算額を基礎とし、令和7年度以降は毎年度83百万円（約3%）の増加を見込む。
普通建設事業費	・ 令和6年度予算額を基礎とし、計画事業費を加味して見込む。 ・ 大型事業として、庁舎等整備事業（庁舎整備工事等）、文化センター管理事業（文化センター改修工事等）、次期ごみ処理施設整備事業（土壌汚染対策工事等）等を見込む。
その他	・ 令和6年度予算額を基礎として見込む。

※その他・・・維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、予備費

＜市債残高の見通し＞



四街道市総合計画

令和6年10月発行

編集発行：四街道市役所

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111（代表）

印刷・デザイン：大富印刷株式会社